

政令第二百六十五号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和三年四月一日とする。

## 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。